

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 5 件 |
| 厚生年金関係 | 5 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B所における資格取得日に係る記録を昭和20年4月6日に、資格喪失日に係る記録を22年9月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20年4月から21年6月までは30円、同年7月から22年5月までは90円及び同年6月から同年8月までは200円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月6日から22年9月27日まで

私は、昭和20年4月6日に、A社B所に養成工として入社した後、C学校に通いながら、同社のD部E係に勤務し、22年9月に当時のF省G所への入所のため退社したが、この間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 H社I所(旧A社B所)は、申立人の工員台帳を保管しているところ、同社から、申立人の申立期間に係る在職期間証明書が発行されており、申立人が、申立期間においてA社B所に勤務していたことが認められる。

なお、申立人は、A社B所の教習所長が発行したC学校の卒業証書、同社に就職した際、同社に作成させられたとする印鑑(工員判)を所持し、申立人が写しとして所持している次の勤務先であるF省(後の旧J省)の人事記録により、「20・4・6 B所養成工 22・9・25 退職(一身上の都合)」と記載されていることが確認できる。

また、H社I所に照会した結果、同社は、「申立人は、本工員として常用的雇用関係にあり、昭和20年4月6日から22年9月26日まで当社に在籍し、申立期間の厚生年金保険料を給与から控除していたものと考えられる。

また、申立期間について、厚生年金保険被保険者資格取得届及び資格喪失届を社会保険事務所に提出したと考えられる。さらに、当時、従業員を雇用した場合、雇用した全員を、雇用した日から厚生年金保険に加入させていた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が、申立期間においてA社B所に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

- 2 申立期間の標準報酬月額については、工員台帳から確認できる当時の日給額から、昭和20年4月から21年6月までは30円、同年7月から22年5月までは90円、同年6月から同年8月までは200円とすることが妥当である。
- 3 事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、社会保険事務所に申立人の申立てどおりの届出を行ったと考えられるとしているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないことは通常の事務処理では考え難い。このため、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和20年4月から22年8月までの保険料について納入の告知を行っていないと考えられ、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大分厚生年金 事案 312

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を15万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から10年8月6日まで

私は、A社で働いていた。月15万円くらいもらっていたにもかかわらず、社会保険庁の記録では標準報酬月額が9万8,000円となっている。こんなことはあり得ないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は9万8,000円とされている。

しかしながら、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、15万円とされていたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった平成10年8月6日の後の同年8月21日付けで遡及して9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社の複数の元同僚は、「申立人は、B業務の手伝いをしており、経営者的な立場にはなく、社会保険の業務にも関与していなかった。」と証言しており、申立人は、申立期間当時、監査役の役職であったが、社会保険業務に関する権限を有していなかったものと認められる。

さらに、A社の元代表取締役は、「当時、社会保険料を滞納しており、滞納分の保険料は自分の年金の標準報酬月額を引き下げることで話がついた。」と証言しており、当該代表取締役以外の従業員や役員は標準報酬月額が遡及訂正されたことを知らなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、15万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和21年4月15日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における資格喪失日は、22年2月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については120円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月ごろから23年12月ごろまで
私は、申立期間について、A社に工員として勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和21年4月15日から22年2月1日までの期間について

社会保険事務所が保管する厚生年金保険手帳記号番号払出簿には、申立人の氏名が認められ、同人の厚生年金保険被保険者資格取得年月日は、昭和21年4月15日付けであることが確認できる。なお、前記払出簿及びA社の厚生年金保険被保険者名簿には、同年4月15日前後において、A社における多数の被保険者が記載されていることが確認でき、当該払出簿に記載された申立人名の手帳記号番号は、申立人が、A社に勤務した当時に払い出された手帳記号番号であると考えられる。

しかしながら、一方において、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人及び厚生年金保険手帳記号番号払出簿の手帳記号番号から申立人と同様に昭和21年4月15日付けで払い出された同社の従業員と考えられる者の健康保険厚生年金保険被保険者整理番号が多数欠落していることも確認でき、当該名簿は書換え後の名簿であると推認される

ところ、書換え前の名簿については社会保険事務所に保管されておらず、申立人等の被保険者記録を確認することができない。

また、社会保険業務センターに照会したところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳は検索できないとしている。

さらに、申立人が後に勤務したB社が保管する申立人の労働者名簿（申立人が同社に提出した履歴書を基に同社が作成）によると、申立人は、A社を退社した後に勤務したとするC社の入社年月が昭和22年2月と記載されており、申立人が、「A社の勤務期間は1年程度だったと思う。」と述べていることと併せて判断すると、申立人は、同年1月31日にA社を退職したものと考えられる。ちなみに、当該労働者名簿は、同社の前後に申立人が勤務したとする事業所名及びその事業所の勤務期間が確認でき、社会保険庁のオンライン記録とほぼ一致することから、^{しんぴようせい}信憑性が高いものと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、事業主は、昭和21年4月15日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったものと認められ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は22年2月1日であったと認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿において、同性、同年齢の元同僚であった者の標準報酬月額から判断すると120円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和20年10月ごろから21年4月15日までの期間について

一方、申立人は、昭和20年10月ごろから21年4月15日までの期間においてA社に勤務していたと主張しているものの、元同僚に照会した結果、同人は、「A社は見習い期間を除いて、社員は全員厚生年金に加入させていた。申立人は憶えているが、勤務期間については定かではない。」と証言しており、申立人の勤務期間等を確認することができない上、当時、事業主は入社と同時に厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがえる。

このほか、当該期間において申立事業所に勤務し、保険料控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

3 申立期間のうち、昭和22年2月1日から23年12月ごろまでの期間について

申立人は、A社において昭和23年12月ごろまで勤務していたと主張しているが、22年2月には、既に、A社を退職し、C社において勤務していたことがうかがえる。

このほか、当該期間において申立事業所に勤務し、保険料控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 314

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年3月1日から同年7月1日まで

平成13年3月分から同年6月分の4か月分について、標準報酬月額が26万円となっているが、私が所持する当時の給与支払明細書では標準報酬月額が38万円に相当する保険料が控除されているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与支払明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により26万円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が標準報酬26万円に相当する報酬月額を社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大分厚生年金 事案 315

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支社の資格取得日に係る記録を昭和27年4月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月10日から同年9月1日まで

私は、昭和14年11月6日にC局(後のA社)に入社し、52年12月12日に退職するまで継続して勤務していた。

しかし、B支社に異動した昭和27年4月10日から同年9月1日までの厚生年金保険の加入記録が確認できないことに納得できないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業所から提出のあった人事カードの記録から、申立人が、申立期間においてA社(現在、D社)に継続して勤務し(昭和27年4月10日付けで同社E案内所から同社B支社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の昭和27年9月の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月 1 日から 42 年 3 月 1 日まで
② 昭和 47 年 8 月 1 日から 48 年 12 月 1 日まで
③ 平成 14 年 12 月 1 日から 18 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 40 年 4 月 1 日から 47 年 7 月 31 日まで A 社に勤務していたのに、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。

また、申立期間②については、昭和 47 年 8 月に B 社を立ち上げ、C 社になるまでの期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間③については、D 社に勤務していたが、給与は約 30 万円であったにもかかわらず、標準報酬月額が 9 万 8,000 円と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び複数の元同僚の証言から、申立人が、申立期間①について、A 社にて勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和 42 年 3 月 1 日付けとなっていることが確認できる。

また、A 社の当時の社会保険事務担当者に照会した結果、同人は、「当社の従業員は、昭和 42 年 2 月以前は厚生年金保険に加入していない者がいたが、同年 3 月に厚生年金保険の未加入者をまとめて加入させた記憶がある。」と証言していることから、当該事業所においては、申立期間当時、入

社後すぐには厚生年金保険に加入させない取扱いがあったものと考えられる。

2 申立期間②について

申立人が設立したとするB社は、商業登記簿謄本を調査しても確認することができないところ、当該事業所の経理事務を受託していたとする税理士事務所は、「同社の経理事務を受託したのは昭和48年からであるが、受託した時点では個人事業所であった。」と証言しており、当該事業所は、申立期間②において、個人事業所であったと考えられる。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、B社は、昭和47年11月1日付けで厚生年金保険の適用事業所となっており、同社の従業員は、同日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるが、申立人は、同社の代表だったと述べており、当該事業所の事業主であったと思われることから、厚生年金保険に加入できなかったものと考えられる。

3 上記の1、2項において記載した以外に、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険に加入していたか否かに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

4 申立期間③について

申立人は、申立期間③に係る給与明細書等の関連資料を保管しておらず、当該期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬月額を確認することができない。

また、D社が保管する平成16年12月から18年5月までの賃金台帳及び15年から17年までの3年分の市民税、県民税、所得税額回答書から、申立人の給与月額が社会保険庁の記録上の標準報酬月額を上回っていたことが認められるものの、当該資料に記載されている社会保険料控除額は、社会保険庁の記録上の標準報酬月額から算出される保険料控除額とほぼ一致していることが認められる。

さらに、D社の実質的な経営を行っていたとする当該事業主の父親は、「申立人は、厚生年金保険の適用事業所であった当社と未適用事業所であったE社の両方に勤務しており、当社の給与は約10万円、E社の給与は約20万円で、両事業所を併せた給与額は合計約30万円であったが、社会保険料は、適用事業所であった当社の給与のみから控除していた。」と証言している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間③について、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 310

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 ごろから 44 年 ごろまで

私は、高等学校を卒業後、昭和 41 年 8 月 ごろから 44 年 ごろまで、A社に勤務し、ビルの床磨きやガラス磨き等の仕事をしていたが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務内容に係る具体的な証言内容及び元同僚の証言から、申立人が、申立期間当時、A社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、複数の元同僚に照会した結果、当該元同僚らは、「申立人のことは知っているが、勤務期間は短かったと思う。」とそれぞれ証言しており、申立人の勤務期間は確認できない上、申立人が記憶する元同僚 14 人のうち、8人は厚生年金保険の加入記録を確認することができない。

また、A社の元社会保険事務担当者に照会した結果、同人は、「申立期間当時、厚生年金保険に加入させていない従業員もいた。」と証言しており、事業主は、申立期間当時、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったものと考えられる。

さらに、申立期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者整理番号に欠番は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。